

月刊

# 東海財界

## Monthly Report



**オリエンタルビル社長 平松潤一郎**  
オリエンタルビル70年&オリエンタル興産55年  
「100周年に向け道筋を」

**名古屋税関長 松岡裕之**  
税関発足150周年に重責を自覚  
緊張感持ち地道な業務を一つずつ

**札幌かに本家会長 日置達郎**  
名古屋まつりにジョン万次郎の子孫登場  
「いろいろなき縁でも人も世も動く」

一番つらい時に味方になってもらった人たちに  
一生かけて恩返しをしていきたい



書家・パーソナリティ  
矢野 きよ美氏

元FRB議長にノーベル賞  
有事の緩和に期待先行？

金融緩和、円安で中小企業に打撃も  
利上げ、大規模緩和なく進む円売り

凍結のM/SJ開発事業  
厳しい再開

特別寄稿 ジャーナリスト・吉川勝司  
円安、物価高はアベノミクス失敗が原因

経済対策29兆円を閣議決定  
首相「物価1.2%以上引き下げる」

減税と維新の関係に亀裂

来春市議選での選挙協力「破断」の真相

2022  
12月号  
(毎月25日発行)





# 片岡信恒弁護士の 法律相談事務所



片岡 信恒（かたおか のぶつね）昭和55年片岡法律事務所を設立。40年以上に渡り、取引紛争・契約書作成・労働紛争・医療関係など、法人、及び相続・交通事故・遺言・離婚などの法律問題全般を取り扱っている。  
〈片岡法律事務所〉 名古屋市中区丸の内2丁目19番25号MS桜通7、8階 ☎ 052-231-1706

## 亡父両親との親族関係解消は

【質問】私の夫は、5年前に死亡しました。当時、夫の両親と子供（当時5歳と7歳）の6人で同居していました。夫の両親との折り合いが悪く、夫の死後1年で子供を連れて実家へ戻りました。その後、縁あって、昨年現在の夫と再婚し、子供とも養子縁組をしました。聞くところによると、夫と死別しても、夫の両親とは親族関係にあるとのことですが、その関係を終了させることはできるのでしょうか。

【回答】民法では、親族とは、「6親等内の血族と、配偶者および3親等内の姻族」である、と規定されています。血族とは血縁関係にある人を指しますが、民法上の血族には、生物学上の血族である自然血族と、養子縁組したときに成立する、法律上の法定血族があります。自然血族に該当するのは、両親、兄弟姉妹、祖父・祖母、いとこなどです。法定血族に該当するのは、養親と養子です。養子の実の親と養親には親族関係が生じません。

姻族とはあまり普段聞き慣れない言葉かもしれませんが、結婚して成立する関係で、世間的に、義理の父母と言うように、配偶者と、その配偶者の両親などの血族との関係を指します。

姻族に該当する関係は、①配偶者の父母、②配偶者の祖父・祖母、③配偶者の父母の兄弟、配偶者の兄弟などです。親等とは、親族関係の遠近を表す単位です。父母は1親等、祖父母・孫は2親等、兄弟姉妹は2親等、叔父・叔母と甥・姪は3親等、いとこは4親等になります。

今回のケースでは、相談者は夫が死亡した当時、夫の両親と同居していますので、同居の親族となります。この場合、よく問題となるのは、相談者が将来も、夫の両親の世話をしなければならないか、です。民法第730条では「直系血族及び同居の親族は、互いに扶け合わなければならない。」との規定があります。他方、民法877条1項では、「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある」と定めています。この「扶け合い」と「扶養義務」との関係については分かりにくいです。「扶養義務」は法的義務ですが、「扶け合い」は法的義務ではないと考えられています。相談者が、夫の両親と別居すれば、「同居の親族」ではなくなるので、「扶け合い」の関係から外れます。これとは別に、姻族関係終了届という制度があります。これは、相談者のように、配偶者が死亡したのちに、その両親（姑舅）との親族関係を終わらせるための届け出です。死後離婚とも言われます。

相談者は、配偶者が亡くなると、当然夫婦の婚姻関係は終了しますが、配偶者の血族との姻族関係は継続します。姻族関係が継続していると、その後も、夫の両親の世話をしなければならないのではないか、との圧力を感じることがあります。このような心配から解放されるために、姻族関係終了届を提出して姻族関係を終了させることができます。これはいつでも提出できます。なお、死亡した人の血族が、姻族関係終了届を提出することはできません。この届を提出しても、相談者の子供と、夫の両親との祖母・祖父関係については影響がありません。